

# 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の請求要件について

(令和4年2月16日)

## 【用語】

### ・サービス利用支援

⇒サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成すること。(障害者総合支援法第5条第22項)

### ・継続サービス利用支援

⇒モニタリングを行うこと。(障害者総合支援法第5条第23項)

### ・障害児支援利用援助

⇒障害児支援利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成すること。(児童福祉法第6条の2の2第8項)

### ・継続障害児支援利用援助

⇒モニタリングを行うこと。(児童福祉法第6条の2の2第9項)

## 1 計画相談支援費の算定要件

### (1) サービス利用支援費

指定特定相談支援事業所等がサービス利用支援を行い、サービス等利用計画について文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た場合に算定する。

また、算定にあたっては以下のア～オの全てを満たす必要がある。

ア サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅への訪問による利用者及びその家族への面接等

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意

ウ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付

エ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

### (2) 継続サービス利用支援費

指定相談支援事業所等が継続サービス利用支援(モニタリング)を実施し、文書(モニタリング報告書)により利用者又は障害児の保護者の同意を得た場合に算定する。

また、算定にあたっては以下のア、イのいずれも満たす必要がある。

ア 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等

イ アの結果必要に応じて、サービス等利用計画の変更についての(1)ア～エに準じた手続きの実施

## 2 障害児相談支援給付費及び計画相談支援費との適用関係

### (1) 障害児相談支援給付費の算定要件

障害児相談支援給付費は指定障害児相談支援事業者が障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を行い、文書により同意を得た場合に算定する。

具体的要件については「1（1）サービス利用支援費及び（2）継続サービス利用支援費」と同様。

## （2）障害児相談支援と計画相談支援の適用関係

障害児が障害福祉サービスと障害児相談支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となる。

なお、この場合、報酬は障害児相談支援給付費のみ支給される。

## 3 支給単位・加算等

### （1）計画相談支援費

|                    | 支給単位・加算             | 算定要件        | 留意事項                                   | 単位/月  |
|--------------------|---------------------|-------------|--|-------|
| <b>サービス利用支援費</b>   |                     |             |  |       |
|                    | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）   | 1（1）及び別表1参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,864 |
|                    | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）   | 1（1）及び別表2参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,764 |
|                    | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）   | 1（1）及び別表3参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,672 |
|                    | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）   | 1（1）及び別表4参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,622 |
|                    | サービス利用支援費（Ⅰ）        | 1（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定 | 1,522 |
|                    | サービス利用支援費（Ⅱ）        | 1（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定 | 732   |
| <b>継続サービス利用支援費</b> |                     |             |  |       |
|                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） | 1（2）及び別表1参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,864 |
|                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） | 1（2）及び別表2参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,764 |
|                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） | 1（2）及び別表3参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,672 |
|                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） | 1（2）及び別表4参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,622 |
|                    | 継続サービス利用支援費（Ⅰ）      | 1（2）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定 | 1,260 |
|                    | 継続サービス利用支援費（Ⅱ）      | 1（2）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定 | 606   |

※取扱件数は前6か月の平均値、基本報酬以外の加算や地域相談支援事業として対応した件数は含めない。

(2) 障害児相談支援費

| 支給単位・加算              | 算定要件        | 留意事項                                   | 単位/月  |
|----------------------|-------------|--|-------|
| <b>障害児支援利用援助費</b>    |             |  |       |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）   | 2（1）及び別表1参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,864 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）   | 2（1）及び別表2参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,764 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）   | 2（1）及び別表3参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,672 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）   | 2（1）及び別表4参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,622 |
| 障害児利用支援費（Ⅰ）          | 2（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定 | 1,692 |
| 障害児利用支援費（Ⅱ）          | 2（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定 | 815   |
| <b>継続障害児支援利用援助費</b>  |             |  |       |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） | 2（1）及び別表1参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,724 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | 2（1）及び別表2参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,624 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） | 2（1）及び別表3参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,527 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） | 2（1）及び別表4参照 | 事前に市へ届出が必要                             | 1,476 |
| 継続障害児利用支援費（Ⅰ）        | 2（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定 | 1,376 |
| 継続障害児利用支援費（Ⅱ）        | 2（1）参照      | 相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定 | 662   |

※取扱件数は前6か月の平均値、基本報酬以外の加算や地域相談支援事業として対応した件数は含めない。

別表 1

| 基本報酬区分      | 要件 |   |
|-------------|----|---|
| 機能強化<br>(Ⅰ) | ①  | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。  |
|             | ②  | 24 時間常時連絡できる体制を整備している。  |
|             | ③  | 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。   |
|             | ④  | 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。   |
|             | ⑤  | 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。  |
|             | ⑥  | 1 人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が 40 件未満である。   |
|             | ⑦  | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計 <u>4 名以上</u> 配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。<br>※ <u>3 名</u> （現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 |

別表 2

| 基本報酬区分  | 要件 |  |
|---------|----|--|
| 機能強化(Ⅱ) | ①  | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。   |
|         | ②  | 24 時間常時連絡できる体制を整備している。   |
|         | ③  | 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。  |
|         | ④  | 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。  |
|         | ⑤  | 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。   |
|         | ⑥  | 1 人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が 40 件未満である。  |
|         | ⑦  | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計 <u>3 名以上</u> 配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。<br>※ <u>2 名</u> （現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援 |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 |
|--|--|---|

別表3

| 基本報酬区分  | 要件 |   |
|---------|----|---|
| 機能強化(Ⅲ) | ①  | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。  |
|         | ②  | 24時間常時連絡できる体制を整備している。   |
|         | ③  | 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。   |
|         | ④  | 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。   |
|         | ⑤  | 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。  |
|         | ⑥  | 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。  |
|         | ⑦  | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。<br>※現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 |

別表4

| 基本報酬区分  | 要件 |   |
|---------|----|---|
| 機能強化(Ⅳ) | ①  | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。                |
|         | ②  | 24時間常時連絡できる体制を整備している。   |
|         | ③  | 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。 |
|         | ④  | 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケ                                  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | ースを受託する体制を整備している。   |
|  | ⑤ | 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。  |
|  | ⑥ | 1人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が40件未満である。  |
|  | ⑦ | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を合計2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。 |

### (3) 各種加算

|   | 加算名称         | 算定要件   | 留意事項   | 単位/月   |
|---|--------------|--|--|--|
| ① | 特別地域加算       | 中山間地域等に居住している利用者に対して支援を行った場合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者は受給者証に記載あり</li> <li>・通常の事業実施地域を超えてサービス提供しても交通費の受領は不可</li> </ul>   | +15/100                                      |
| ② | 利用者負担上限管理加算  | 利用者負担上限管理を行った場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書」の提出が必要</li> <li>・負担額が負担上限額を超えているか否かは問わない。</li> </ul>   | 150  |
| ③ | 初回加算         | <p>①新規にサービス等利用計画等を作成する場合</p> <p>②サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない者に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>③計画相談に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・①又は②に非該当でも③の要件を満たしていれば算定可能</li> <li>・③の要件を満たす場合、最大3回分が算定可能</li> <li>・①又は②と③を満たす場合は、合算し最大4回分が算定可能・退院・退所加算を算定する場合、初回加算は算定不可</li> </ul> | <p>300<br/>(計画相談)</p> <p>500<br/>(障害児相談)</p> |
| ④ | 入院時情報連携加算（I） | <p>入院時に病院等に情報提供した場合</p> <p>⇒（I）は病院等を訪問し情報提供を行った場合</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した情報の記録を5年間保存すること。</li> <li>・基本報酬を算定しない月でも請求可能</li> </ul>  | 200  |

|   |                      |  |   |  |
|---|----------------------|--|---|--|
| ⑤ | 入院時情報連携加算（Ⅱ）         | ⇒（Ⅱ）は上記以外の方法で情報提供した場合  |   | 100  |
| ⑥ | 退院・退所加算              | 利用者の退院・退所時に病院や入所施設等から情報収集した場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・入所等の期間中、サービス利用計画作成に併せて3回を限度に算定</li> <li>・初回加算を算定する場合、退院・退所加算は算定不可</li> <li>・情報収集を行ったことの記録を5年間保存すること。</li> </ul>  | 200  |
| ⑦ | 居宅介護事業所等連携加算（計画相談のみ） | <p>これまで障害福祉サービス等を利用していただいていた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合（①④）、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合（②⑤）、関係機関が開催する会議への参加を行った場合（③⑥）に算定</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が介護保険サービスを利用開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合にのみ算定可能</li> <li>・基本報酬を算定しない月でも請求可能</li> <li>・サービス利用支援費、継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可</li> <li>・提供した情報の記録を5年間保存すること。</li> </ul> | <p>100/回<br/>（①④）<br/>300/回<br/>（②③⑤⑥）</p> <p>※指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所の場合は①～③</p> <p>※雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等の場合は④～⑥</p> |

|   |                               |  |  |                               |
|---|-------------------------------|--|--|-------------------------------|
| ⑧ | 保育・教育等<br>移行支援加算<br>(障害児相談のみ) | これまで障害福祉サービス等を利用して利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等(以下「関係機関」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合(①)、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場合(②)、関係機関が開催する会議への参加を行った場合(③)に算定 | 利用者が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合にのみ算定可能<br>・基本報酬を算定しない月でも請求可能<br>・障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可<br>・提供した情報の記録を5年間保存すること。 | 100/回<br>(①)<br>300/回<br>(②③) |
| ⑨ | 医療・保育・教育機関等連携加算               | 医療・保育・教育機関等の職員と面談を行い、情報提供を受けた上でサービス利用計画を作成した場合   | ・月1回を限度に算定<br>・初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報提供を受けている場合は算定不可<br>・情報収集を行ったことの記録を5年間保存すること。  | 100                           |
| ⑩ | 集中支援加算                        | 計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合(①)、サービス担当者会議を開催した場合(②)、関係機関が開催する会議へ参加した場合(③)に算定   | ・計画作成月及びモニタリング月には算定不可<br>・入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定する場合も算定不可<br>・利用者1人につきそれぞれ月1回を限度に算定可能<br>(ひと月に最大3回算定可能：①、②、③それぞれ1回ずつ)                                | 300                           |

|   |                 |  |   |     |
|---|-----------------|--|---|-----|
| ⑪ | サービス担当者会議実施加算   | 継続サービス利用支援等の実施時に、居宅への訪問及び面接することに加え、サービス等利用計画に位置付けた関係機関の担当者を招集して、サービス担当者会議を開催し、検討を行った場合                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 1 回を限度に算定</li> <li>・検討の結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス等利用支援費を算定するため、当該加算は算定不可</li> <li>・検討に必要な担当者が参加していれば、必ずしも担当者全員の出席は要しない。</li> <li>・サービス担当者会議の内容を記録し、5年間保存すること。</li> </ul>               | 100 |
| ⑫ | サービス提供時モニタリング加算 | 継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所等を訪問し、確認結果の記録を作成した場合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に 1 回を限度に算定</li> <li>・1 人の相談支援専門員が 1 月に請求できる当該加算の件数は 39 件が限度</li> <li>・サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所等の全てを訪問することは要しない。</li> <li>・基本報酬を算定しない月でも請求可能</li> <li>・確認結果の記録を 5 年間保存すること。</li> </ul> | 100 |
| ⑬ | 主任相談支援専門員配置加算   | 常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員で、その旨を公表し、主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備され、事業所の従事者等に対し資質の向上のための研修を実施した場合に算定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に市へ届出が必要</li> <li>・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能</li> </ul>   | 100 |

|   |             |  |  |    |
|---|-------------|--|--|----|
| ⑭ | 行動障害支援体制加算  | 強度障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に市へ届出が必要</li> <li>・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能</li> <li>・対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定可能</li> <li>・当該加算を算定する場合、強度行動障害を有する者へのサービス提供を拒むことは認められない。</li> </ul> | 35 |
| ⑮ | 要医療児者支援体制加算 | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に市へ届出が必要</li> <li>・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能</li> <li>・対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定可能</li> <li>・当該加算を算定する場合、医療的ケア児等へのサービス提供を拒むことは認められない。</li> </ul>     | 35 |
| ⑯ | 精神障害者支援体制加算 | 精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に市へ届出が必要</li> <li>・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能</li> <li>・対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定可能</li> <li>・当該加算を算定する場合、精神障害者等へのサービス提供を拒むことは認められない。</li> </ul>      | 35 |

|   |                 |  |   |       |
|---|-----------------|--|---|-------|
| ⑰ | ピアサポート体制加算      | <p>障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者を、次の従事者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置し、その旨を公表し、配置された者のいずれかにより、事業所の従事者に研修が年1回以上行われている場合に算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者</li> <li>・ 管理者、相談支援専門員その他従事する者</li> </ul> <p>※ 令和5年度までの経過措置あり</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に市へ届出が必要</li> <li>・ 加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能</li> </ul>   | 100   |
| ⑱ | 地域生活支援拠点等相談強化加算 | <p>地域生活支援拠点の機能を担う事業所が、連携する短期入所事業所への緊急時受入の対応をした場合</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月に4回を限度に算定</li> <li>・ 他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援等を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定不可</li> <li>・ 連絡・調整を行った記録を5年間保存すること</li> </ul> | 700   |
| ⑲ | 地域体制強化共同支援加算    | <p>地域生活支援拠点の機能を担う事業所が、利用者の同意を得て、3者以上の関係者と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会にたいし、文書により当該説明及び指導内容を報告した場合</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月に1回を限度に算定</li> <li>・ 協議会への報告内容の記録を5年間保存すること</li> </ul>  | 2,000 |

#### (4) 各種減算

介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に、1人の相談支援専門員が、一体的に指定計画相談支援等を提供した場合に減算となる。

|   | 支給単位・          | 算定要件                               | 適用区分                                    | 単位/月 |
|---|----------------|------------------------------------|---|------|
| ⑳ | 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ） | 要介護1・2の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合 | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ～Ⅳ）<br>サービス利用支援費（Ⅰ）     | -572 |
|   |                |                                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ～Ⅳ）<br>継続サービス利用支援費（Ⅰ） | -623 |
| ㉑ | 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ） | 要介護3～5の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合 | 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ～Ⅳ）<br>サービス利用支援費（Ⅰ）     | -881 |
|   |                |                                    | サービス利用支援費（Ⅱ）                            | -92  |
|   |                |                                    | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ～Ⅳ）<br>継続サービス利用支援費（Ⅰ） | -932 |
|   |                |                                    | 継続サービス利用支援費（Ⅱ）                          | -278 |
| ㉒ | 介護予防支援費重複減算    | 要支援1・2の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合 | 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ～Ⅳ）<br>継続サービス利用支援費（Ⅰ） | -16  |